重要事項説明書(訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、 当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

| 事業者の名称 | 眉山病院 | |
|---------|-----------------|--|
| 事業者の所在地 | 徳島市西二軒屋町二丁目39-2 | |
| 法人種別 | 医療法人 | |
| 代表者名 | 阿部 光仁 | |
| 電話番号 | 088-625-7665 | |
| 設立年月日 | 昭和56年6月1日 | |

2. ご利用施設

| 施設の名称 | 眉山病院 | |
|--------|------------------------------|--|
| 施設の所在地 | 徳島市西二軒屋町二丁目39-2 | |
| 施設長名 | 後藤田 康夫 | |
| 電話番号 | 088-625-7665 | |
| FAX番号 | 088-625-8014 | |
| 事業者指定 | 平成12年4月1日 徳島県知事指定第3610124392 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| 事業の目的 | 要介護者の能力に応じ自立した日常生活を営む | |
|-------|-----------------------------------|--|
| | サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護 | |
| 運営方針 | その他の世話及び機能訓練を行い、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止 | |
| | に努める。 | |

4. 営業日及びご利用の予約

| 営業日 | 月~金 8:40 ~ 17:00 | |
|-------|----------------------------|--|
| 予約の方法 | 予約は、利用希望日の2ヶ月前から受け付けております。 | |

5. 苦情等申し立て先

| 眉山病院 相談室 | ご利用時間 9:00 ~ 17:00 (平日) | |
|----------|-------------------------|--|
| | 上記時間以外でも、いつでもご相談ください。 | |

6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

| 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | | |
|---|-------|--------------------|
| 利用者の主治医 | 氏名 | 後藤田 康夫 |
| | 医療機関名 | 眉山病院 |
| | 所在地 | 徳島市西二軒屋町2丁目39-2 |
| | 電話番号 | 088-625-7665 (緊急時) |

7. 利用料(介護保険を利用された場合、自己負担額は1割です。)

| 20分未満 | 2550円 |
|---------------|-------|
| 30分未満 | 3810円 |
| 30分以上1時間未満 | 5500円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 8450円 |

- ・サービス単価は、点数で表示します。
- ・准看護師については、90/100点数で算定します。
- ・早朝及び夜間は所定点数の25%、深夜は所定点数の50%の加算があります。

8. その他

- ① 訪問看護サービスは利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供いたします。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいようにご説明いたします。もし、 ご不明な点などございましたら、担当職員に遠慮なくご質問ください。
- ③ サービスの提供にあたりましては、別紙訪問看護計画に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供しました訪問看護に関しては、医師の指示に従い、常に報告と診療記録への記載に 努め、知り得た情報の守秘義務は守ります。
- ⑤ 担当職員の変更に関しては、いつでも申し出をお受けいたします。その場合、当事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ⑥ 当事業者は、担当の看護職員が退職する等正当な理由がある限り、担当の訪問看護職員 を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。